

令和5年4月28日

教職員各位

新型コロナウイルス感染症対策副本部長  
理事・副学長(事務総括担当)・事務局長

湊 屋 治 夫

### 新型コロナウイルス感染防止に関する自動車等による通勤の特例解除について

このことについて、新型コロナウイルス感染症に対する当面の対応として、全教職員を対象とした大岡山地区、すずかけ台地区及び田町地区への自動車通勤を認めてきたところです。

この度、令和5年4月26日付け通知（※別添1参照）のとおり、令和5年5月8日からのレベル0への移行が決定されました。

つきましては、同日以降、特例措置は解除となり、従前どおり、各地区の方針・ルールに従って通勤していただくこととなりますのでご注意ください。

なお、特例措置の詳細については、別添2をご確認ください。

また、特に注意が必要な事項について下記に整理しましたので、併せてご確認をお願いいたします。

### 記

#### 1 自動車での通勤について

自動車で一定期間継続して入構する場合には、入構許可審査基準に基づく事前審査が必要です。

すずかけ台地区を除き、総合安全管理部門による事前審査で許可されなければ、自動車での通勤は出来ません。

詳細は、別添3を参照ください。

#### 2 臨時自動車入構許可手続きについて

(1) 一定期間継続しての入構許可者以外で、教育研究等の業務上の必要により教材その他資料を搬出入するためなど臨時に自動車に入構する必要があると認められる場合には、臨時車両入構許可手続きにより入構してください。

(2) すずかけ台地区においては、週4日未満の勤務日数で自動車通勤を行う場合は、従前どおり臨時車両入構許可申請手続きにより入構可能です。

(3) 特例措置下に行っていた、守衛所での身分証明書の提示等の手続きによる入構は出来ません。

### 3 駐車場所について

指定駐車場外での駐車は出来ません。

### 4 自転車・オートバイによる通勤について

事前登録していない自転車・オートバイで構内の駐輪場を使用することは出来ません。

必ず使用地区のルールに基づき事前登録及び登録シールの貼付を行ってください。

※未登録の場合、撤去の対象となります。

### 5 通勤手当認定について

特例措置適用時は、主たる通勤手段が電車から自動車等に変更となった場合にも、通勤届の提出は不要（電車で認定した通勤手当を支給）としていましたが、特例措置解除後、通勤手当の支給がある者が、引き続き主たる通勤手段を自動車等にする場合※は必ず人事課に通勤届を提出するようにしてください。電車で通勤手当の認定を受けている者が、届出無しに、自動車等で通勤を続けたことが発覚した場合、通勤手当の遡及返納を求めることがありますので、ご注意願います。

※自動車の場合は、2（2）の対象者を除き、総合安全管理部門による事前審査の承認を得ておくこと。

自転車・オートバイの場合は事前登録および登録シールの添付を行っておくこと。

#### 【本件問合せ先】

（大岡山地区）

安全企画課安全管理グループ

内線 3403、4178

sog.anz.kan@jim.titech.ac.jp

（すずかけ台地区）

すずかけ台総務課すずかけ台安全管理グループ

内線 5918、5919

suz.anzen@jim.titech.ac.jp

（田町地区）

附属科学技術高等学校業務推進課総務・管理グループ

内線 8519、8525

tam.som.kan@jim.titech.ac.jp

（通勤手当に関する件）

人事課職員第2グループ

内線 2053、2050

jin.syo2@jim.titech.ac.jp

(English version below)

令和5年4月26日

教職員各位

新型コロナウイルス感染症対策本部長

学長 益 一哉

「新型コロナウイルス感染症に対する本学の対応方針」の廃止について

厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について」の通知がありました。

これを受けて、5月8日より本学の対応方針はレベル「0」とし、廃止いたします。

併せて、本学ホームページのトップページのコロナ特設リンクも削除いたします。「教職員向けページ」、および「在学生向けページ」にあるコロナ対応ページは継続しますので、そちらから情報を参照ください。

5月8日以降の取り扱いについては、下記ページに掲載されるマニュアル（英語版は、4月26日以降、順次掲載予定）によって、対応するようお願いします。

(教職員向け)

<https://www.titech.ac.jp/staff>

陽性者等の取扱いについては、下記ページの『教職員が感染した場合のマニュアル』、『事務室・研究室の教職員が感染した場合のマニュアル』、および『研究室の学生が感染した場合のマニュアル』をご確認ください。なお、『新型コロナウイルスの対応にかかる勤務の取り扱い等について』は、おって掲載予定です。

<https://www.titech.ac.jp/covid-19>

(学生向け)

<https://www.titech.ac.jp/students>

陽性者等の取扱いについては、下記ページの『学生が感染した場合のマニュアル』を掲載予定です。

<https://www.titech.ac.jp/student/students/health/coronavirus>

最後に、新型コロナウイルス感染症対策本部は5月7日をもって解散いたします。

今後、学内における感染状況が再び顕著に悪化した場合には、方針を急遽、変更する場合があります。

April 26, 2023

To: All Faculty and Staff Members

From: Kazuya Masu, Director of the COVID-19 Task Force

## Abolishment of Tokyo Tech Response to COVID-19

In response to the notification “Basic Policies on Precautions following the Downgrading of COVID-19 Under the Infectious Diseases Control Law” (新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的な感染対策の考え方について) from the Ministry of Health, Labour and Welfare, Tokyo Tech will lower the alert level of its response to “0” (zero), and abolish the response itself effective May 8, 2023.

In addition, the special “COVID-19 updates” link on the top page of the Tokyo Tech website will be removed. However, Tokyo Tech members can continue to view updated COVID-19 news on the “COVID-19 updates” pages for students and faculty/staff respectively.

For measures and procedures to follow from May 8, please refer to the manuals available from the links below. (English versions will be added on and after April 26.)

(For faculty/staff)

<https://www.titech.ac.jp/staff>

For procedures related to COVID-19-positive cases, etc., visit the link below and check the “Response Manual for Faculty and Staff with COVID-19,” “Manual for Cases Where Faculty/Staff at Laboratories, Administrative Offices, Etc. Are COVID-19 Positive,” and “Manual for Cases Where Students Affiliated with Laboratories Are COVID-19 Positive.” “Work Arrangements for Coronavirus Prevention” will be issued soon.

<https://www.titech.ac.jp/covid-19>

(For students)

<https://www.titech.ac.jp/students>

For procedures related to COVID-19-positive cases, etc., visit the link below

and check the “Response Manual for Students with COVID-19” (to be issued later).

<https://www.titech.ac.jp/english/student/students/health/coronavirus>

Please note that the Tokyo Tech COVID-19 Task Force will be dissolved on May 7. If the COVID-19 situation deteriorates rapidly within the Tokyo Tech community, policies may be subject to sudden change.

令和2年4月8日

教職員各位

東京工業大学  
新型コロナウイルス感染症対策副本部長  
理事・副学長（財務担当）・事務局長  
藤野 公之

### 新型コロナウイルス感染防止に関する自動車等による通勤の特例について

新型コロナウイルス感染症に対する当面の対応方針に基づき、レベル3の対応がとられることとなりました。

これにより、今後は、縮小業務計画等に基づき、真に必要不可欠な最低限の業務のみが実施されることとなります。当該業務を実施する教職員の身の安全を確保するため、レベル3の対応が解除されるまでの間、特例として、当該教職員については、下記のとおり自動車による通勤を行える取扱いとします。

（レベル4となっても同様とします。）

本取扱いは、国立大学法人東京工業大学交通安全規則（平成16年規則第157号）第4条第3号に規定する学長が特に必要と認める場合に該当するものとして取り扱います。

なお、本取扱いは、自動車による通勤を希望する者の多寡の状況等により、変更となる場合があります。

### 記

1. 対象地区 大岡山地区、すずかけ台地区及び田町地区

2. 対象者

当面の対応方針に定めるレベル3又はレベル4対応のための、真に必要不可欠な業務を実施する教職員（職種を問わず）

3. 入構手続き

(1) 自動車による通勤を希望する教職員は、入構の際、守衛所で職員証を提示（すずかけ台地区は併せて申込書（別添）を提出）し、守衛所は教職員であることを確認する。なお、田町地区は担当事務が確認する。（所属長等による事前の承認は不要です）

(2) 教職員は、緊急時の連絡のため、入構の間、運転席前面で外部から容易に識別できる位置に所属、氏名、緊急時の連絡先を明示しなければならない。

(3) 自動車は、駐車場が空いている場合は、駐車場に駐車するものとする。ただし、駐車場に空きがない場合は、駐車場以外の空きスペースに駐車することも可能とし、緊急車両1台分の通路を確保した上で、車道や歩道等に取り上げる等して止めることも可能とする。

(4) 業者は、守衛所で車両情報を登録の上、許可証の交付を受けるものとする。

#### 4. 入構日数 制限なし

#### 5. 経費の負担

自動車による通勤を希望する教職員は、入構時間が1時間を超える場合は、自動車入退構の管理に必要な経費として、100円の経費を負担しなければならない。

なお、田町地区は入構ゲートによる管理が行われていないため、経費の負担はない。

#### 6. オートバイ及び自転車による通勤

事前登録していないオートバイ又は自転車による通勤も行える取扱いとする。

なお、オートバイは、駐輪場に駐輪しなければならないものとするが、ゲート内の駐輪場への駐輪も可能とする。

#### 7. 通勤手当認定について

今回の自動車等入構許可は、コロナ感染症対策のための暫定的措置であり、主たる通勤手段が電車から自動車等に変更となった場合にも、通勤届の提出は不要とし、認定額は、変更しない。

ただし、レベル3又はレベル4が解除された後も、電車認定されている職員が、届け出なしに、自動車等通勤を続けた場合には、通勤手当の遡及返納を求める（遡及増額は、行わない）。

#### 8. 注意事項

(1) 高速料金代の支給は、規則上、認めていない。

(2) 学内に駐車できない場合のパーキング代の支払は行わない。

(3) ガソリン代や消耗品費や自動車保険等の支払いは行わない。



## 9. 適用期間

(大岡山地区及び田町地区)

令和2年4月13日(月)～レベル3又はレベル4が解除されるまで  
(すずかけ台地区)

令和2年4月9日(木)～レベル3又はレベル4が解除されるまで

### 【様式等ダウンロード先】

ボックス名：新型コロナウイルス感染防止に関する自動車等による通勤の特例  
について

ボックス画面 URL :

[https://t2box.gsic.titech.ac.jp/box\\_login/c040554c399faab58d93c53cd292741a](https://t2box.gsic.titech.ac.jp/box_login/c040554c399faab58d93c53cd292741a)

ボックスの有効期限：2020年04月22日 12時00分28秒

パスワード：-6T29NSZWOX4

(本件問合せ先)

### 【大岡山地区及び田町地区】

財務部主計課財産管理グループ

(内線 2307, 2309)

[syu.zai@jim.titech.ac.jp](mailto:syu.zai@jim.titech.ac.jp)

### 【すずかけ台地区】

すずかけ台地区事務部会計課安全衛生推進グループ

(内線 5918, 5919)

[suz.anzen@jim.titech.ac.jp](mailto:suz.anzen@jim.titech.ac.jp)

### 【田町地区】

田町地区事務区総務・管理グループ

(内線 8519)

[tam.som.kan@jim.titech.ac.jp](mailto:tam.som.kan@jim.titech.ac.jp)

### 【通勤手当に関する件】

総務部人事課職員第2グループ

(内線 2053, 7621)

[jin.syo2@jim.titech.ac.jp](mailto:jim.syo2@jim.titech.ac.jp)

## ○ポイント

新型コロナウイルスの対応水準がレベル3となったことを踏まえ、最低限の業務を実施する教職員の身の安全を確保するため、レベル3が解除されるまでの間、特例として自動車通勤を認める。（レベル4となっても同様）

1. 対象地区は、大岡山地区、すすかけ台地区及び田町地区
2. 所属長等の承認不要。
3. 入構時に職員証を守衛所に提示（すすかけ台地区は併せて申込書を提出）すること。入構の間は、運転席前面で外部から容易に識別できる位置に所属、氏名、緊急時の連絡先を明示すること。
4. 入構日数制限なし
5. 入構が1時間を超える場合は、入構管理費として100円の負担（大岡山地区、すすかけ台地区）
6. 事前登録していないオートバイ、自転車による通勤についても認める
7. 通勤届の提出は不要

## 自動車で一定期間継続して入構する者の入構許可審査基準

〔平成22年2月18日  
総合安全管理センター〕

国立大学法人東京工業大学大岡山地区交通安全実施内規及び国立大学法人東京工業大学すずかけ台地区交通安全実施内規に基づき一定期間継続して自動車により入構することの許可を受けようとする者のうち、本学構成員（常勤職員、非常勤職員、研究員）及び本学を勤務地として申請する者から提出された申請書の許可審査の基準を以下に定める。

## 1 許可基準

自動車で入構することが許可される者は、大岡山地区については、次の2)又は3)に該当する者とし、すずかけ台地区については、次の1)から3)までに該当する者とする。

## 1) 以下の条件をすべて満たす者

- ① 自動車による通勤手当の支給を受けている者又は年俸制の者であって、自動車で通勤する旨の届け出をしている者。
- ② 申請理由が、業務や通勤に関わり年間入構証を保有するに足る正当な理由であると認められること。
- ③ 非常勤職員及び研究員については、週4日未満又は週25時間未満の勤務が雇用条件ではなく、週4日以上通勤する可能性が高いこと。
- ④ 年度末の定められた期限までに、申請がなされているか又は年度途中の申請においては、新規採用、転居等新たな事由の発生が合理的であること。

## 2) 身体的理由により申請をする者（学生含む。）

- ① 医療機関の診断書又は障害者手帳等により、公共交通機関での通勤が困難であることを証明できる書類の写しが、車両入構許可申請書に添付されている者。

## 3) その他特別な事情により入構する必要がある者

- ① 申請理由が妥当であると認められる者。

## 2 入構許可証の発行基準

入構許可証の発行枚数には上限を設け、許可基準を満たす者の数が発行枚数上限を上回る場合には、次の1)から3)の順で、発行枚数の上限に到達するまで順次発行する。

## 1) 常勤教職員

## 2) 非常勤教職員等

- ① 非常勤教員
- ② 研究員

（研究員、産学官連携研究員、特別研究員、COE研究員、研究支援推進員、研究支援者等、本学の定めた称号を有する研究員）

- ③ 事務部非常勤職員（補佐員）
- ④ 研究室等事務（補佐員）

## 3) 学外者（2）－②に該当する研究員を除く。）

なお、身体的理由により申請をする者及び特別な事情により入構する必要がある者については、別途考慮する。

## 3 発行枚数の上限

地区ごとに、入構状況を考慮して決定することとし、構内駐車場収容台数から、荷積み・荷卸し用の駐停車スペースと前年度の臨時入構車両の入構実績等を考慮した台数を、発行枚数の上限とする。

#### 4 その他

国立大学法人東京工業大学大岡山地区交通安全実施内規及び国立大学法人東京工業大学すずかけ台地区交通安全実施内規第2条第1項第3号に該当する者については、この基準は適用しない。